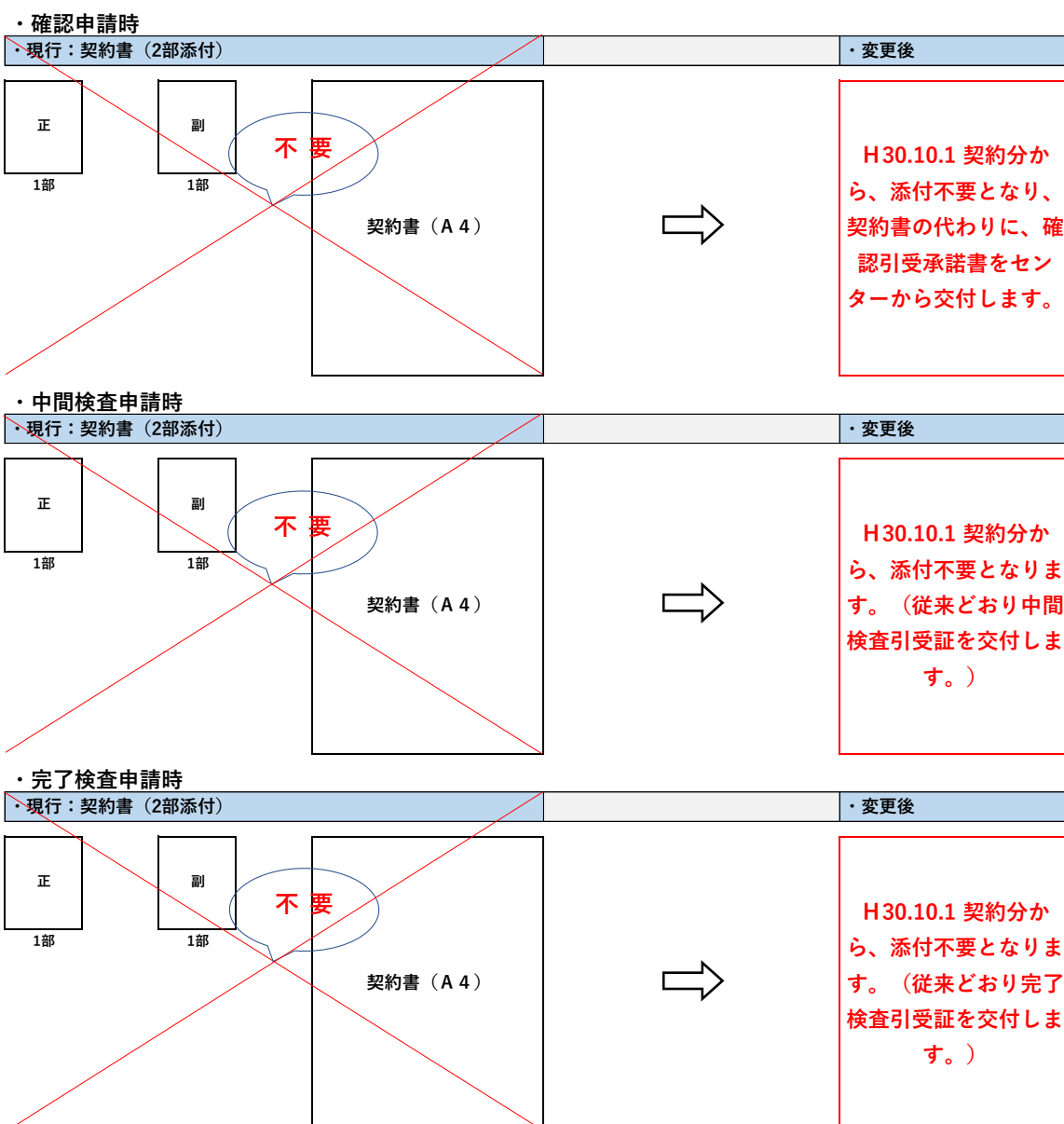


(株)仙台都市整備センターからのお知らせ

当センターの確認検査業務規程が平成30年10月1日から変更になります。

1.確認検査の業務を引き受ける場合における契約手続きの簡略化について

・現在は、契約書（2部）に双方記名押印して契約書を作成することで契約締結する方法をとっておりますが、これを取り止めて、法定手続きである申請者からの確認検査の申請書の提出を受けて、センターが確認検査引受承諾書等を交付することで、建築主等とセンターは別に定める確認検査業務約款に基づき契約を締結したものとする方法に改めます。



・確認検査業務約款には、建築主等とセンターの責務、業務期日、手数料の支払期日、納入方法、双方の解除権に関する規定、秘密保持、個人情報の取扱等を記載しております。

・ホームページに、平成30年10月1日から施行する確認検査業務規程、確認検査業務約款を掲載しますので御確認ください。

2.施行日について

・施行日は、平成30年10月1日です。

・平成30年10月1日（月）に受付等を行うものから対象となります。